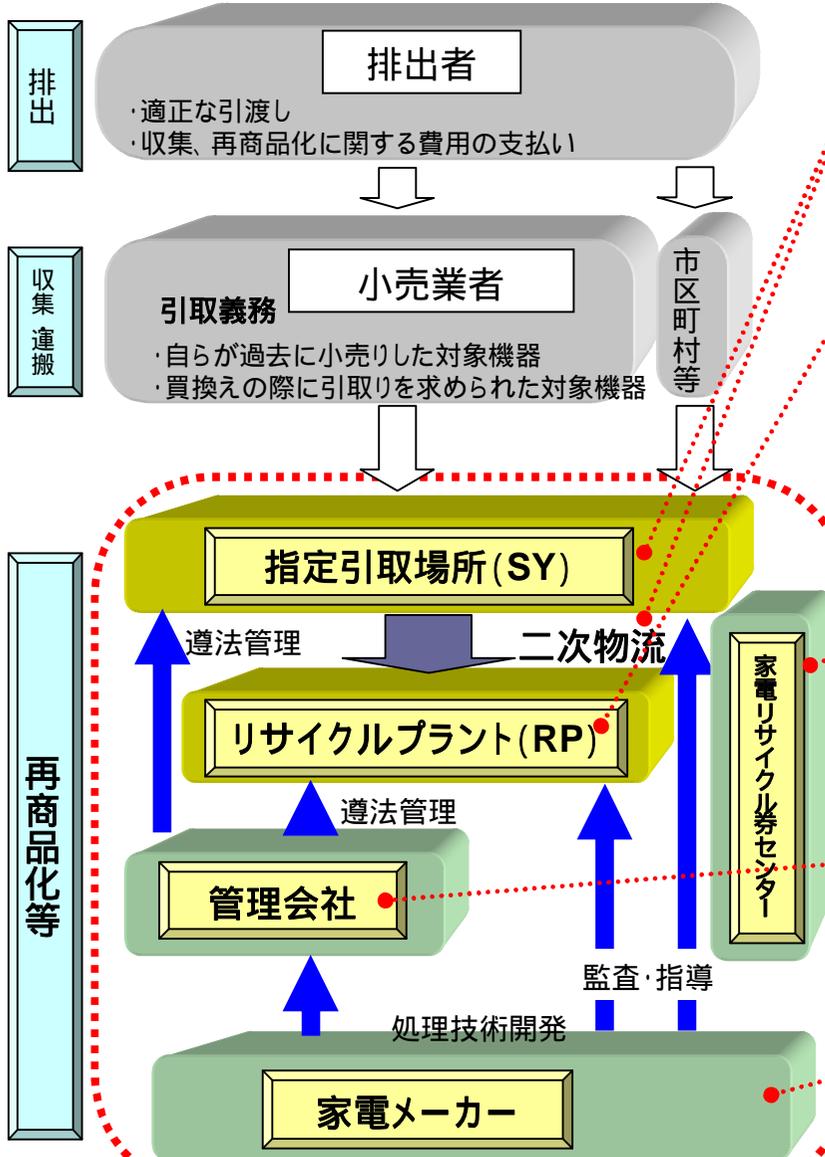


メーカーのリサイクル収支について

2009年12月7日

財団法人 家電製品協会

家電リサイクル法におけるスキームとメーカーの役割概要



業務内容は、主要なものを記入

指定引取場所・二次物流 (379箇所)

- * 受入、荷下ろし
- * 庫内異物確認、除去
- * 品目別仕分け
- * コンテナ管理
- * 家電リサイクル券との照合 (台数、品目、メーカー)
- * 家電リサイクル券システムへの入力・送信
- * 使用済み家電品の保管、管理
- * 車両手配
- * 指定引取場所からRPへの運送

リサイクルプラント (48施設)

- * 受入、荷下ろし、保管
- * リサイクル券との照合
- * 庫内異物確認、除去
- * 品目に応じた適正な処理
- * 有用素材の回収
 - 手解体による素材回収 (プラスチック等)
 - 破碎、自動選別による素材回収 (鉄、非鉄等)
- * プラウン管ガラスの高品質回収 (破碎、洗浄、原材料化)
- * 環境影響物質の適正処理
 - プリント基板の手解体、適正排出
 - 冷媒、断熱材フロン回収、出荷、破壊
- * シュレッダーダスト、廃棄物の排出削減、適正処理
- * 地域社会への貢献 (環境保全他)、見学者の受入 (環境教育の場を提供)
- * 受入実績、処理実績の入力・報告

家電リサイクル券センター

- * 家電リサイクル券システムの運用と引取情報の管理 (情報システム管理、加盟店管理: 約73,500店)
- * リサイクル料金の回収・メーカーへの支払い
- * HPによる情報公開、年次報告書の作成
- * リサイクル券システムに関する各種問合せ対応 (排出者からの引取確認対応)
- * 「家電リサイクル券取扱優良店制度」等による適正排出の啓発、推進

管理会社 (Aグループ1社、Bグループ1社)

- * メーカーを代行しての委託先管理 (指定引取場所、二次物流、リサイクルプラント)
- 委託先業務: 違法管理、手順書の作成、監査、指導、実績管理、費用管理、契約、認定、官公庁への申請書類作成、メーカーへの報告

メーカー

- * メーカー責任に基づく業務
 - リサイクルシステムの企画・運営 (国・自治体・流通との連携および情報交換、法規制への対応、業界活動展開)
 - リサイクルシステム適正運営業務 (リサイクルプラントへの監査・指導、指定引取場所への監査・指導、コンプライアンス啓発の実施)
 - リサイクル処理技術開発 (廃棄物削減、再商品化率向上)
 - 設備開発、実証試験、品目に応じたリサイクル処理技術開発 (フロン回収向上技術開発、プラスチック回収・高品位化等)
 - 新規商品のリサイクル処理技術開発 (ドラム式洗濯機、シクロペンタン冷蔵庫等)
 - 使用済み家電品回収促進、適正処理啓発活動の展開



受入、荷下ろし

家電リサイクル券との照合

家電リサイクル券システムへの入力・送信

指定引取場所からRPへの運送

テレビブラウン管ガラスの解体

冷蔵庫冷媒フロン回収

洗濯機手解体

エアコン冷媒フロン回収

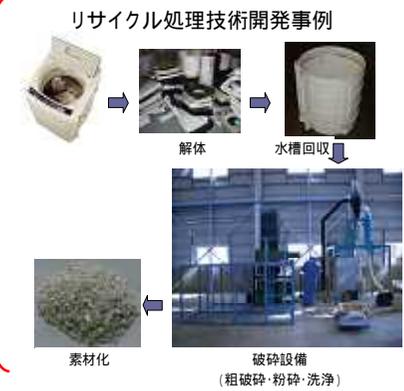


図2

メーカーのリサイクル収支概要

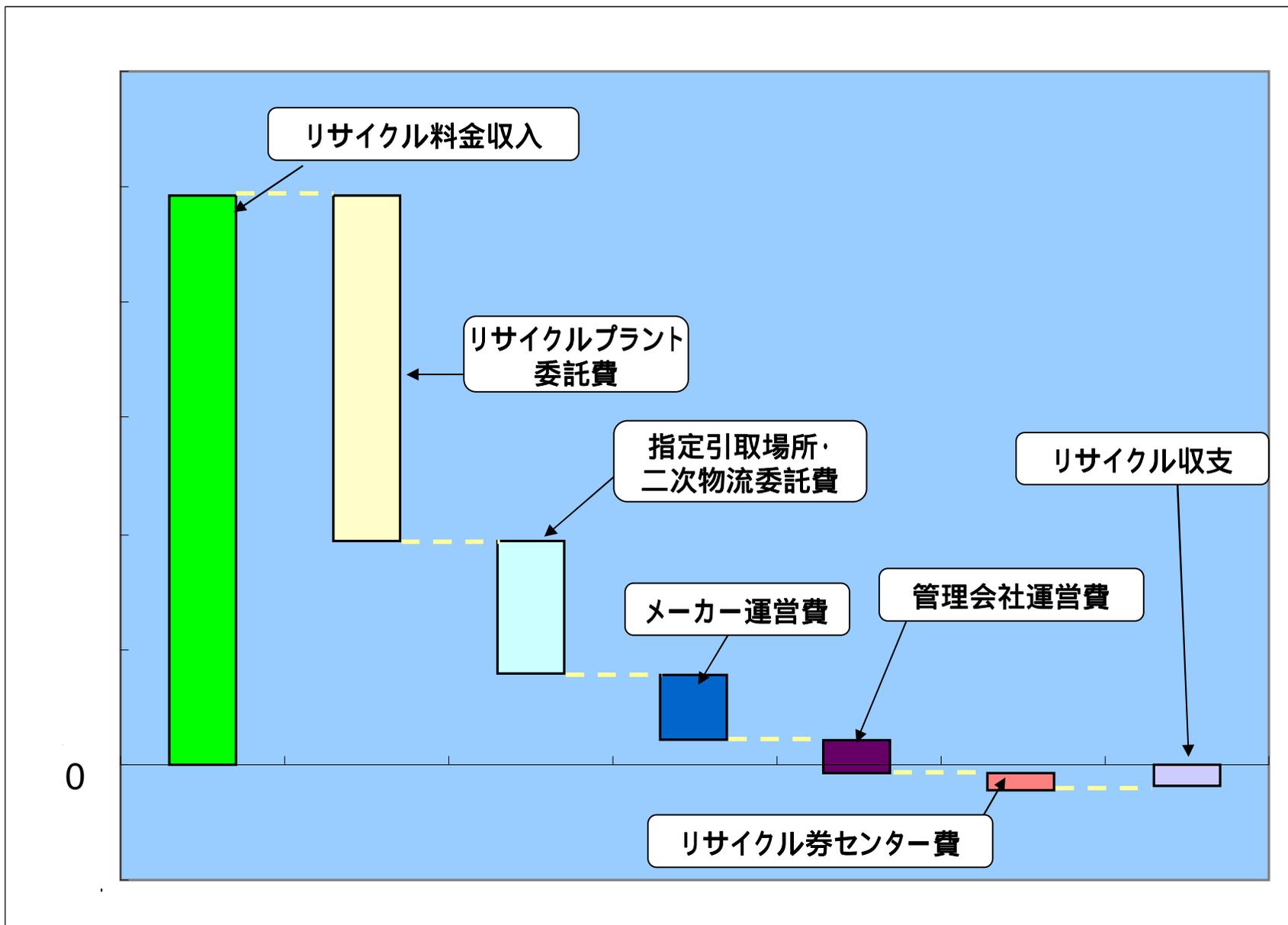
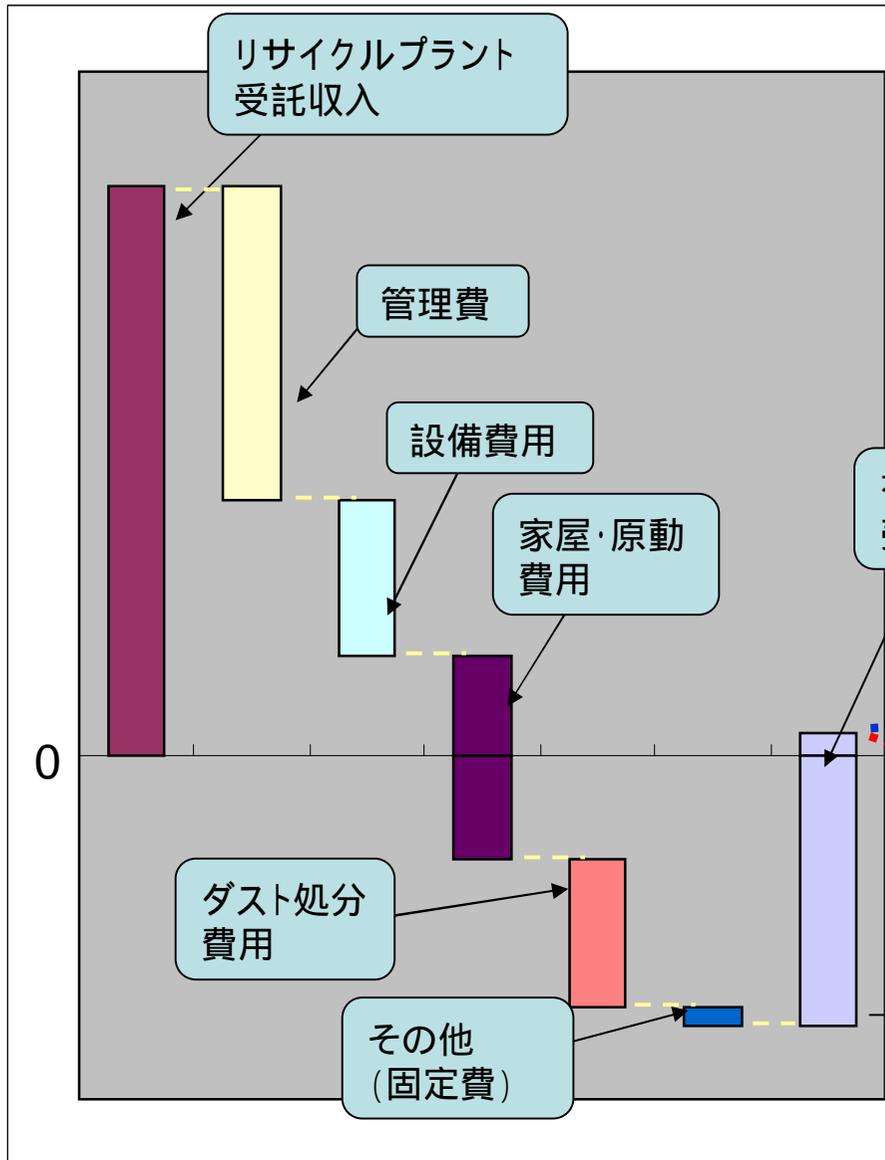


図3

ある再商品化施設でのリサイクル収支(例)



委託費は年1回、翌年度分を資源毎の相場変動(過去数年間の推移、及び翌年度の予測)を考慮して交渉し、決定した委託費は変更しない。そのため、委託決定した年度内での、資源相場の高騰、下落については再商品化施設で吸収し、メーカーからの委託費は変更しない。

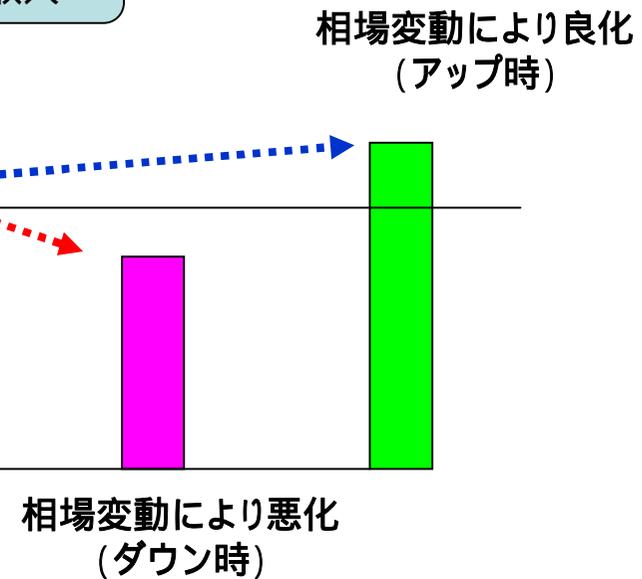


図4

最近の資源相場

